

国 住 建 環 第 54 号
国 住 指 第 3870 号
平成 28 年 1 月 29 日

各都道府県住宅・建築主務部局長 殿
各指定都市住宅・建築主務部局長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課長

建築指導課長

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の準備について（技術的助言）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）が、平成 27 年 7 月 8 日に公布され、平成 28 年 1 月 15 日には建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行期日を定める政令（平成 28 年政令第 7 号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号）が、同年 1 月 29 日には建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「施行規則」という。）及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年第 1 号。以下「基準省令」という。）等がそれぞれ公布されたところである。

法においては、建築物のエネルギー消費性能の向上のための誘導措置として、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の制度（法第 29 条から第 35 条まで）及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定の制度（法第 36 条から第 38 条まで）が創設され、これらは平成 28 年 4 月 1 日から施行されることとなっている。

これらについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

所管行政庁におかれては、その円滑な施行に向けて、特に下記に留意して所要の準備を進められたい。

記

1. 認定に係る審査体制整備等について

所管行政庁におかれては、法の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）から、法第 30 条第 1 項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）及び法第 36 条第 2 項

に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下「基準適合認定」という。）の事務が円滑に運用されるよう、実施体制の整備等に努められたい。

また、法の施行後、速やかにこれらの認定を受けようとする者等に対して、法の施行の日前においてもこれらの認定に係る相談に対応することができるよう、所要の準備を進められたい。

2. 住宅部分の定義について

基準省令第1条第1項第1号の住宅部分とは、法第11条第1項に基づく政令が定められるまでの間、居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段その他の人の居住の用に供する建築物の部分と解する。

3. 認定手数料の徴収について

性能向上計画認定及び基準適合認定に当たっては、地方自治法第227条及び第228条の規定に基づき、条例で定めることにより手数料を徴収することができる。手数料を徴収しようとする所管行政庁においては、所要の手数を徴収するために、手数料条例の改正等を行うとともに、その内容の周知に努められたい。

4. 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等を活用した認定に係る技術的審査等の実施について

所管行政庁における認定に係る審査事務を合理的かつ効率的に行うためには、法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術的能力を有する外部の機関を活用することが考えられる。

具体的には、技術的能力を有する外部の機関として、次に掲げる機関のうち、審査の中立性を確保する観点から、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないものを想定している。

（1）非住宅部分

- ・登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下単に「登録建築物調査機関」という。）

（2）住宅部分

- ・住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関
- ・登録建築物調査機関

登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る規定は、法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行され、登録建築物調査機関に係る規定は同日に削除されるため、留意されたい。

5. 認定手数料の減額等について

認定に際し手数料を徴収することとしている場合において、所管行政庁への認定の申請に先立って、上記4.の技術的審査等を受けたものとして以下の書類を活用する場合においては、認定手数料を減額する等適宜配慮されたい。

（1）性能向上計画認定

- ・登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査適合証
 - ・住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。）の写し
- なお、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合していることとする。

(2) 基準適合認定

- ・登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査適合証
 - ・法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
 - ・性能向上計画認定に係る施行規則第3条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
 - ・都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
 - ・住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している場合に限る。）の写し
- なお、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、改正後の日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合していることとする。

6. 添付図書の追加又は省略等について

施行規則第1条第1項及び第3項並びに第7条第1項及び第3項に基づき、所管行政庁が必要と認める図書及び不要と認める図書を定めることができる。これらの図書を定めた場合には、認定を申請しようとする者等に対してその旨を十分に周知するよう努められたい。

7. 構造計算適合性判定について

法第30条第5項の規定により、建築確認申請に係る申出を行い性能向上計画認定を受けた計画については、建築基準法第6条第1項の確認済証の交付があったものとみなされるため、建築確認の手続の一環としての構造計算適合性判定についても不要となる。

これについて、性能向上計画認定の申請を受けた所管行政庁においては、建築基準法において構造計算適合性判定制度が導入された趣旨に鑑み、認定のための審査に加え、構造計算適合性判定に準じた審査を行うなどの確な運用を図られたい。

以上